

2024年5月10日

## 株式交換に関する事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項)

東京都千代田区神田相生町1番地  
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 藤田元宏

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)は、2024年11月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社いなげや(以下「いなげや」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決定し、2024年4月18日付で両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しました。

本株式交換について、会社法(以下「法」といいます。)第794条第1項及び法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

### 1. 本株式交換契約の内容(法第794条第1項)

別紙1のとおりです。

### 2. 交換対価の相当性に関する事項(施行規則第193条第1号)

#### (1) 交換対価の内容およびその割当てに関する事項の相当性に関する事項

別紙2のとおりです。

#### (2) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加すべき当社の資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条に定めるところに従い当社が別途定める金額といたします。かかる取扱いについては、当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

### 3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(施行規則第193条第2号)

該当事項はありません。

### 4. 計算書類等に関する事項

#### (1) 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項(施行規則第193条第3号)

##### ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

いなげやの最終事業年度(2023年3月期)に係る計算書類等の内容は、別紙3のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(イ) いなげやは、2024年4月18日付の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社、いなげやを株式交換完全子会社とする本株式交換を実施することを決定し、同日付で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記「1. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(ロ) いなげやは、2024年4月18日付の取締役会決議により、子会社でありドラックストア事業を営んでいる株式会社ウェルパーク（以下「ウェルパーク」といいます。）より2024年8月30日（予定）を効力発生日として特別配当1,263百万円を受領し、2024年9月2日（予定）を株式譲渡実行日として、ウェルパーク株式を6,989百万円でウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）へ譲渡することを決定し、2024年4月18日付で、ウエルシアHDとの間で株式譲渡契約を締結いたしました。

(2) 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（施行規則第193条第4号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2024年4月18日付の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社、いなげやを株式交換完全子会社とする本株式交換を実施することを決定し、同日付で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記「1. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

5. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務（会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（施行規則第193条第5号）

本株式交換について異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。

6. 株式交換契約書等備置開始日後、効力発生日までに施行規則第193条第1号から第5号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（施行規則第193条第6号）

変更が生じたときは、本書類に添付保管することといたします。

以上